

[事案 24-122] 契約内容確認請求

・平成 25 年 5 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に受けた説明のとおり、運用期間満了時に、一時払保険料相当額を一時払いで受領できる内容の契約であることの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 8 月、一時払保険料（400 万円）を支払って変額個人年金保険に加入したが、申込みの際、銀行員（募集人）から下記の説明を受けたので、運用期間満了時に支払った一時払保険料の 100%を一時払いで受領できるようにしてほしい。

- (1) 本契約は大概 3～4 年で積立金額が 10%増加し、一時払保険料の 110%の金額が受け取れる保険である。
- (2) 仮に、積立金額が増加しなかった場合には、10 年間据え置くと、満期日に元本（一時払保険料）が受領できる保険である。

<保険会社の主張>

募集人は、加入の際、申立人に対して、パンフレット等を用いて、本契約について下記の説明をしていることから、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約が、株式や債券で運用することから価格変動リスクのある商品である点について、十分に説明している。
- (2) パンフレット記載の目標到達までの想定平均運用期間は、あくまで過去の参考指標によるシミュレーションであり、将来を保証するものではない旨の説明をしている。
- (3) 運用期間満了時に積立金額が基本保険金額（一時払保険料）を下回った場合には、15 年確定年金の年金受取総額で、基本保険金額の 100%が保証され、一括で受取る場合には、基本保険金額の 90%が保証される旨説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、募集人から「10 年間据え置くと満期日に元本戻ります」等の説明を受けたことを理由として、10 年経過後の運用期間満了時に元本 100%の保証を求めていることから、説明を受けたとおりの契約が成立したと主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記の理由から、募集人が、運用期間満了時、一括受取で基本保険金額の 100%を保証するといった説明をしたと認めることは困難であり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は募集人からグラフを見せられて説明を受けた旨の主張をしているが、グラフの記載のある書類はパンフレットであることから、募集人は申立人に対し、パンフレットの内容に従って本契約の説明をしたものと推認できる。
- (2) パンフレットには積立金額の変化と受取金額の関係が図解で説明されており、積立金額が目標金額に到達せずに運用期間が満了し、基本保険金額を下回った場合の受取方法について、15 年確定年金の年金受取総額で基本保険金額の 100%を最低保証する旨、一括受取を希望する場合には運用期間満了時の積立金額または基本保険金額の 90%のいずれか高い

金額となる旨の記載がある。

(3) 申立人は、本契約の申込みに際し、ご契約のしおり・約款等を受領し、内容を確認したと。契約概要および注意喚起情報により、商品の仕組み・特徴等および契約者の負うリスク等について募集人から説明を受け、内容を確認したことにつき、署名捺印をしている。

(4) パンフレットには、申立人が選択した目標金額に到達するまでの平均運用期間が4年である旨の記載があるが、この記載のすぐ下には同運用期間と、目標金額に到達したデータ数の記載が、将来の目標金額に到達する場合の同運用期間と目標金額に到達する割合の確実性を保証するものではない旨の記載がある。